

労働政策審議会 勤労者生活分科会（第35回）	資料3
令和8年3月26日	

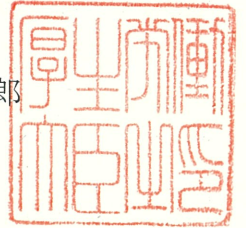
厚生労働省発雇均0325第36号

令和8年3月25日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱

- 1 勤労者財産形成住宅貯蓄契約における住宅の床面積要件について、原則として五十平方メートル以上であることを要件としているところ、これを四十平方メートル以上の住宅についても適用できることとする。(第一条の十四第一号、第一条の十四の二第三号関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行う。
- 3 この省令は、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行の日から施行する。(附則関係)